平成２４年（フ）第２３６号
神戸市兵庫区松本通６丁目２番７号
破産者　株式会社ＳＢＬエンタテイメント
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９２号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1095番地１
破産者　有限会社きたがわ
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第６１３号
熊本市南区南高江１丁目３番43号
破産者　有限会社田口鈑金塗装工場
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１５６号
北海道室蘭市本輪西町５丁目31番８号
破産者　有限会社幸栄工業所
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
北海道室蘭市母恋北町３丁目１番10号
破産者　株式会社広翔
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第２１８号
釧路市弥生１丁目２番７号
破産者　広林緑化工業株式会社
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１６１号
茨城県つくば市吉瀬1365番地
破産者　有限会社サン防水工業
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１１４号
群馬県前橋市幸塚町53番地４
破産者　相京　宮子
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２６８号
群馬県前橋市朝倉町３丁目40番地８　グリーンハイツ萩原Ａ―102号、開始決定時の住所群馬県高崎市小八木町2038番地７　第一ヨシダサンハイツ105号
破産者　主山　　實
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３１７号
群馬県伊勢崎市連取町2350番地１　清水ヒルズＫ202、開始決定時の住所群馬県伊勢崎市東小保方町4068番地18
破産者　細井　利晃
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３８３号
群馬県前橋市天川大島町1096番地10　Ｄ棟１Ｆ東
破産者　押田　昭光
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１２４号
東京都八王子市本町34番８号
破産者　有限会社勝田表具店
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２５号
東京都昭島市福島町３丁目10番２号
破産者　勝田　孝雄
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１８７号
横浜市南区永田山王台38番13号
破産者　株式会社イワサキ
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５４号
横浜市港北区大豆戸町516番地の１藤和大倉山コープ103
破産者　株式会社エイチ・エス・アイ
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０４号
岐阜市福光東１丁目24番10―308号　エクセル長良
破産者　坂井　志朗
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第７２２号
静岡市葵区瀬名川３丁目３番48号
破産者　株式会社アイ・エヌ・ジー
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５９２号
静岡県伊豆の国市古奈1193番地の１
破産者　株式会社住吉館
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４６号
静岡県浜松市西区西山町1951番地の９、商業登記簿上の本店所在地静岡県浜松市西区西山町1951番地の６
破産者　有限会社桑原鐵工所
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１３０８号
京都市伏見区久我東町210番地
破産者　有限会社アイ
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
京都市上京区小川通り中立売下る下小川町185番地
破産者　有限会社エヌ・シー・エス
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係